

共立蒲原総合病院組合広告掲載に関する指針

1 目的

病院組合所有資産等への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進し、病院の新たな財源を確保するとともに、病院等利用者の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、共立蒲原総合病院組合広告掲載に関する指針を策定するものとする。

2 広告媒体の範囲

広告媒体の範囲は、次に規定する病院組合所有財産等とする。

- (1) 病院の広報、病院が発行し、又は企画する印刷物
- (2) 共立蒲原総合病院組合のウェブサイト
- (3) その他広告媒体として活用できる建物、車両その他病院組合所有資産のうち別表に掲げるものとする。

3 新規広告媒体の選定

別表に掲げる広告媒体以外の媒体に広告掲載を行う場合は、広告媒体の価値及び広告の効果等を勘案し、院長が定める。病院組合が企画に携わり、民間企業が刊行する印刷物等に病院組合の情報を掲載する場合においても同様とする。

4 広告の募集

広告の募集に関して、次に掲げる事項は、当該広告媒体ごとに所属所が定める。

- (1) 広告の手法
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告募集方法
- (4) 広告料
- (5) 広告主の審査、選定方法
- (6) その他広告掲載に関して必要な事項

5 審査・決定

広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、別に定める基準に基づき、それぞれの広告媒体を所管する所属（民間企業の印刷物等に病院組合の情報を掲載する場合は、当該民間企業）が行い、掲載の可否を決定する。

6 譲渡等の禁止

広告を掲載することの決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、その決定に係る広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

7 掲載料の納付

掲載者は、広告の掲載に係る掲載料を、病院が指定する期日までに支払わなければならない。

8 掲載の取消

次のいずれかに該当する場合は、広告を掲載することの決定を取り消すことができる。この場合において、既に掲載されている広告は、可能な限りその掲載を中止するものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに、広告料の納付がないとき。
- (3) 掲載者が病院組合の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (4) 掲載者が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 掲載者が書面により、広告を掲載することの辞退を申し出たとき。
- (7) 掲載した広告が、別に定める基準に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (8) その他特に必要があると認めるとき。

9 掲載者の責務

掲載者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 掲載した広告の内容及び当該広告に係る製品、サービス等について全責任を負うこと。
- (2) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (3) 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、自己の責任において解決すること。
- (4) 掲載者の責めに帰すべき事由により広告掲載の決定が取り消された場合に病院組合に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

10 損害賠償

病院組合は、広告掲載の取消しによって掲載者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

11 掲載料の返還

既に支払を受けた掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責任とすることのできない事由により広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。この場合において、掲載料の返還額は、病院組合と掲載者の協議により定める。

12 広告審査委員会

広告の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を院外広報委員会内に置く。

- (1) 委員会の委員長、委員は院外広報委員会と同様とする。
- (2) 委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の長を、臨時の委員として加えることができる。
- (3) 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- (4) 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

13 庶務

この指針に関する庶務は、院外広報委員会事務局において処理する。

14 施行期日

この指針は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年8月1日から施行する。

別表

(1) 印刷物

封筒類 病院だより

(2) ウェブサイト

共立蒲原総合病院組合ウェブサイト

(3) 建物

フロアマット

(4) その他

広告モニター 公用車
